

富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書（案） 概要版

第1章

富山県の
動物愛護
管理行政
について

第2章

現在の
動物管理
センター
の取組等

第3章 ①

本県の
動物愛護
管理行政
の現状と
課題

近年の状況

【施設沿革】

- 昭和57年 開設
- 平成30年 小型致死処分機導入、多目的ホール、ねこ室設置
- 大型殺処分設備や焼却炉の撤去
- 令和4年 保護室増設（ねこ用）

敷地面積：4202m²、床面積：662m²、
鉄筋コンクリート平屋建て

【愛護事業】

- 犬猫の返還・譲渡の推進
(成犬譲渡/ミルクボランティア制度/譲渡仲介ボランティア制度)
- 不妊・去勢手術の推進（所有者のいない猫：1頭5千円補助）
- 愛犬のしつけ方教室
- 動物ふれあい教室
- 動物愛護フェスティバル
- 災害時対策の啓発

【犬猫の保護・引取り状況】

- 10年前と比較して大きく減少
- 猫（主に子猫）の引取りが最も多い
- 高齢の飼い主からの引取り事案が続く

【犬猫の譲渡状況】

- 犬は毎年20頭前後で推移
- 猫は譲渡頭数が増加傾向

【犬猫の殺処分頭数】

- 近年は大きく減少（令和4年 犬3頭、猫47頭）

【動物取扱業】

- 年々登録数が増加（平成25年 287件 ⇒ 令和4年 382件）
- 動物愛護管理法の改正に伴い、規制強化や指導内容が高度化

【不適正飼養者に対する指導】

- 年間500件弱の苦情や通報（放し飼い、糞害、多頭飼育崩壊等）

【災害対策】

- 県獣医師会との協定締結
- 県総合防災訓練時に動物同行避難の実施
- 市町村の取組みの支援

第3章

②、③

本県の
動物愛護
管理行政
の現状と
課題

動物管理セン
ター・厚生セ
ンターの現状
と課題

＜動物管理センター＞

- 殺処分から譲渡へ
- 収容動物の救護や治療に
対応できていない
- 県民にとって近寄りがたい
施設

【施設状況】

- 施設老朽化（築42年）
- 犬の個体飼養スペース不足
- 猫専用の飼養スペース不足

【対応案】

- 診療や手術のための機能の充実
- 収容動物の動物福祉を確保
- 飼養スペースの増設
- 効果的な情報発信
- 親しみやすく開かれた施設へ
- 譲渡の推進

＜厚生センター＞

【現状認識】

- 保護・引取り業務が減少傾向
- 動物取扱業や飼い主への指導
が困難な事例の発生（多頭飼
育崩壊、動物虐待）

【施設状況】

- 施設老朽化（築40年以上）、
一部空きなし
- 現在の動物愛護思想や動物福
祉に対応していない飼養環境

【対応案】

- 動物管理センターへ業務を集約
→収容動物の動物福祉を確保
- 指導業務の専門性や継続性強化
- 窓口の減少による近接性低下へ
の対応策を検討

第4章

動物愛護
に関する
県民意識
調査結果
の概要

R5.9月実施
対象者2,000名
回答者 558名
回答率 27.9%

【回答者の傾向】

- 回答者の約8割に動物の飼育経験あり
- 犬の入手は主に販売店から
- 猫の入手は主に拾得や知人からの譲渡
- 犬猫を飼育する人の約8割が不妊・去勢手術を適切に実施

【行政が強化すべき取組】

- 保護した犬猫の譲渡事業：40.5%
- 引取を求める飼い主への指導：40.3%
- 犬の登録・狂犬病予防注射の推進：35.8%

【動物管理センターに求める施設・設備】

- 譲渡動物を見学できる部屋：63.3%
- 譲渡動物と触れ合える部屋：53.8%
- 社会科見学に対応した施設：33.5%
- 動物の飼い方や病気、ペット防災等について学べる部屋：28.3%
- 譲渡前動物に不妊・去勢手術を実施する手術室：27.6%

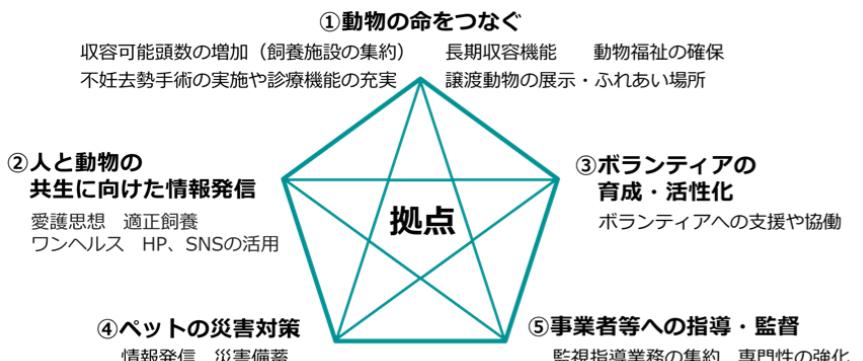
譲渡への高い関心

第5章

動物管理センターに求められる役割
・機能

【5つの柱】

近年の状況や課題を踏まえ、新たな動物管理センターが、県民が集い動物愛護について学べる開かれた施設となるために、求められる役割や機能について必要な取組みや施設・設備の整理



第6章

今後の動物管理センターの整備方針

【施設整備】

◆現在地（立山町、常願寺川公園隣接）を基本に新設又は増改築を検討

- ✓ 車でのアクセス良好
- ✓ 公園隣接のため幅広い層へ啓発が可能
- ✓ 運営実績と地域の理解あり

◆民間との協働による設置、運営を検討

→コスト削減効果、民間の創意工夫による賑わい創出

【ボランティア・企業等の民間との協働】

◆互いに得意分野やアイデアを活用

【厚生センター業務の集約】

- 厚生センターの業務を動物管理センターに集約することで、業務の効率化や飼養管理の質の向上などを期待
- 一方で、全ての業務を集約することは、窓口の減少による近接性の低下を招き、動物の保護や咬傷事故時の緊急性の高い業務への対応が困難に

◆本県の動物愛護管理行政の方向性を踏まえ、人員体制や民間活力の導入等を考慮の上、引き続き検討

必要な機能

① 収容機能の拡充

- ・譲渡対象動物飼養のため、長期収容が可能なスペースを確保
- ・譲渡対象動物に対する治療、不妊去勢手術を実施

② 適正譲渡の推進

- ・譲渡対象動物に関する情報発信
- ・新しい飼い主とのマッチング及び譲渡後のフォローアップ

③ 動物愛護教育の実施

- ・学校等での犬猫ふれあい活動を実施
- ・教育機関からの社会科見学の受け入れ

④ 適正飼養普及啓発の強化

- ・動物飼養や人獣共通感染症に関する情報発信（HP、SNSの活用）
- ・飼育放棄を考えている飼い主からの飼育相談等に対応する相談ダイヤルの設置と、そうした相談に対応できる職員の養成

⑤ ボランティアの育成・協働・負担軽減

- ・ボランティア活動に役立つ知識習得の講習会を実施
- ・ボランティア団体に譲渡する前の獣医療措置やボランティアで飼養中の動物の健康状態のフォロー

⑥ 被災動物の救護の拠点

- ・災害時、動物救護の拠点として、負傷動物の治療を実施
- ・ライフライン整備

⑦ 災害時に備えた普及啓発

- ・平時から自治体への防災教育や防災訓練等を活用した飼い主への普及啓発を実施
- ・HP、SNSを活用した情報発信

⑧ 指導・監督の徹底

- 虐待、多頭飼育崩壊などの複雑化する事案に的確に対応できる職員の育成

施設・設備

- ・動物にストレスとならない構造の飼養施設
- ・シャンプー室、トリミング室
- ・臨床関係施設
- ・ドッグラン
- ・飼育環境をイメージしやすい譲渡動物の展示・ふれあいリーム

- ・社会科見学等に対応できるコースや動線を確保した施設
- ・研修ルーム
- ・啓発展示エリア

- ・研修ルーム
- ・啓発展示エリア
- ・臨床関係施設

- ・災害時備蓄倉庫
- ・臨床関係施設

- ・研修ルーム
- ・啓発展示エリア